

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和5年2月9日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200398号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200081号

## 第1 結論

請求期間①、②及び③について、請求者のA社B工場(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のD市役所(現在は、E市役所)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和3年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和30年11月1日から昭和31年4月1日まで  
② 昭和31年11月1日から昭和32年4月1日まで  
③ 昭和32年11月1日から昭和33年4月1日まで  
④ 昭和40年4月1日から昭和45年4月1日まで

昭和30年からの3年間、農閑期である毎年11月から翌年3月までF県D市(現在はE市)にあるA社の工場に勤務していた。また、昭和40年4月から昭和45年3月までの5年間は、D市の依頼でF県D畜産センターで午後5時から翌日の午前8時まで泊りで勤務していた。勤務していたのは確かなので、これらの期間に係る年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①、②及び③について、C社の事業主は、請求期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び喪失届を確認したものの請求者の氏名はなく、ほかに当時の書類で残っているものがないため、請求者が勤務していたか否か、請求者に係る厚生年金保険の届出、保険料の納付、保険料の控除について不明である旨回答している。

また、請求者は請求期間に係る給与明細書等の資料は保有しておらず、請求期間当時のA社B工場における被保険者のうち照会に対し回答のあった者は、当時、農業関係の人が何人か、臨時で短期間勤務していたことがあったとしているものの、氏名等の詳細については記憶していないとしていることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の加入について具体的な回答を得ることができず、請求者のA社B工場における勤務実態、請求期間に係る厚生年金保険の加入、保険料の控除等について確認することができない。

さらに、A社B工場における請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に請求者の

氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番もない上、同社以外で、事業所名称に「A」を含む、請求期間当時適用事業所であった事業所における上記名簿及びオンライン記録も確認したものの、請求者に係る被保険者記録は確認できなかった。

- 2 請求期間④について、請求者は、事業所名は明確でないもののD市の依頼で「F県D畜産センター」に勤務したと主張しているところ、D市の広報紙の記載により、請求期間において同市内に「畜産センター」が設置されていたことが確認でき、広報誌の記載によると当時の所在地は請求者が記憶する所在地とは異なっているものの、E市は、D市の元職員からの聞き取りによると、当該施設がその後、近隣の河川の改修が行われた際に請求者が記憶する場所へ移転し、時期は明確ではないが請求者は移転後に勤務していた旨回答していることから、請求者の請求対象事業所は当該施設を管理運営するD市役所であると認められ、請求期間ではないものの、請求者が勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、E市は、畜産センターの業務を近くの農家の方に依頼はしていたが、D市の正規職員や臨時職員という形態での雇用ではなく、請求者は市職員ではないため人事記録が存在せず、勤務期間が不明である旨回答しており、請求者は月に15日、午後5時から翌日の午前8時まで泊りで勤務していたとしているが、そのような勤務形態の従業員について、厚生年金保険の加入の対象としていなかった旨回答している。

また、請求者のD市役所における雇用保険の加入記録は確認できない。

- 3 このほか、請求者の請求期間①、②、③及び④における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200399号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200080号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年1月21日から同年2月14日まで

ねんきん定期便の年金加入履歴を確認したところ、A社の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和62年1月21日となっているが、保管している年金手帳には、被保険者でなくなった日は、昭和62年2月14日と記載されているので、年金手帳の記載どおりの年金記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が主張しているとおり、請求者の保管している年金手帳には、A社の被保険者でなくなった日は昭和62年2月14日と記載されている。

しかしながら、雇用保険の記録により、請求者のA社における離職年月日は昭和62年1月20日であることが確認でき、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日である同年1月21日(適用事業所に使用されなくなった日の翌日)と符合している上、請求者が請求期間中の同年1月27日に求職の申込みを行ったことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和62年1月27日に健康保険証を返納したことが確認できる。

さらに、事業主は、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる賃金台帳等の資料は保管しておらず、厚生年金保険料を控除したか否かについては不明である旨回答している。

加えて、請求期間にA社の厚生年金保険被保険者であり、請求者と同じB営業所に勤務していた複数の同僚に照会したが、請求者の具体的な勤務期間を記憶している者はいなかった。

このほか、請求者が事業主により給与から請求期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料はなく、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。